

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年2月分」

九州運輸局自動車交通部  
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州運輸 局内	運輸支局 内	当該(営) 違反点数
令和8年2月17日	長崎自動車株式会社(法 人番号2310001001369) 代表者森田誠	柳営業所	輸送施設の使用停止 (10日車)、文書警告	道路運送法第27条 第3項	令和7年8月20日、法令違反の疑いがある 旨の情報等を端緒に監査を実施。3件の違 反が認められた。(1)早発の禁止違反(旅客 自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規 則」)第12条)、(2)勤務時間等の基準の遵守 違反(運輸規則第21条第1項)、(3)運転者に 対する指導監督違反(運輸規則第38条第1 項)	9	9	9	1
	長崎県長崎市新地町3番 地17号	長崎県長崎市小ヶ倉町 3-76-48							